

医療費の負担が軽減されます。

「退職者医療制度」

昭和五十九年十月一日からスタートした「退職者医療制度」という新しい制度を存じですか。これは、退職者とその家族が医者さんにかかる場合に利用する医療制度で、七十歳になって老人保健に移るまでのあいだ適用されるものです。

退職者医療制度が受けられる方

次の三つの条件にあてはまる方が「退職被保険者」となり、この制度の適用が受けられます。

- ① 国民健康保険の被保険者
- ② 老人保健の適用を受けていない方
- ③ 厚生年金や共済組合などから

退職被保険者の被扶養者となるのは、退職被保険者と生活を共にしている次の範囲の方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属(両親など)、配偶者(内縁関係でもよい)
- ② その他、三親等(ひ孫など)内の親族

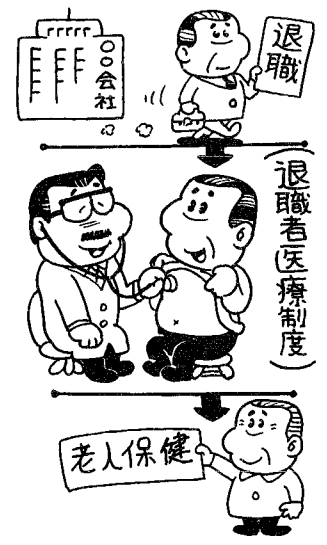
新たに発行される「退職被保険者等証明書」を持参して診療を受けてください。そのとき、次のような一部負担金を医療機関に支払わなくてはなりません。

- ▼ 退職被保険者本人 医療費の二割
- ▼ 被扶養者 外来は医療費の三割、入院は医療費の二割

退職者の被扶養者となる方

この制度による診療の受け方は?

退職被保険者となるのは、年金の受給権が発生した日です。世帯主は役場町民生課の国保係へ、所定の届書に年金証書などを添えて届出をしてください。



国民健康保険被保険者証の切替についてお知らせ

国民健康保険被保険者証が昭和六十三年三月三十一日で切替になります。それにより昭和六十三年四月一日より現在の保険証は使われませんので、注意が必要です。新しい保険証は後日配布します。

過去10年間の雪の記録

過去最高を記録した豪雪も、こここのところ姿を消しはじめ、町でも2月16日付で豪雪対策本部を解散し胸をなでおろしているところですが、町民の皆さんも除排雪の毎日、ご苦労様でした。この冬の雪が実際にどのくらいの雪量だったのかご覧ください。12月から1月にかけての雪がいかにはげしかったかわかりになると思います。

※印はS60.2.15現在量

年別	月別降雪量			累計降雪量	月別最高積雪量			初降雪年月日	消雪年月日		
	12月	1月	2月		12月	1月	2月				
49~50	59	96	109	※282	7	49	28	10	49.12.4	50.3.27	
50~51	52	227	31	10	320	5	75	34	2	50.12.12	51.3.25
51~52	27	214	132	16	389	19	83	109	65	51.12.10	52.3.19
52~53	3	87	141	16	247	2	18	52	26	52.12.23	53.3.15
53~54	56	42	14	1	113	13	20	4	1	53.12.18	54.3.5
54~55	1	159	107	16	283	1	80	95	36	54.12.23	55.3.24
55~56	79	95	55	41	270	29	69	41	38	55.12.13	56.3.18
56~57	8	134	74	14	230	8	64	54	10	56.12.14	57.3.28
57~58	2	108	205	23	338	1	38	140	39	57.12.6	58.3.16
58~59	61	206	136	67	470	27	95	118	85	58.12.17	59.3.19
59~60	224	308	※17	※549	132	158				59.12.17	

(資料: 消防署)

交通災害共済に今年も加入しましょう

「一日一円」の交通災害共済の募集がはじまります。現在加入している人も、はじめて加入しようとする人も、次の要領により加入手続きをしてください。

○加入資格
小須戸町に住所を有する人
○会費
一人年額 三五〇円
○共済期間
毎年四月一日〜三月三十一日

○見舞金請求の対象となる事故
一、歩いていて車にはねられたり、ひかれたりした事故。
二、自動車、バイク、自転車等、運行中の車両が衝突、転覆、接触したりした事故で、交通事故によって死亡、傷害を受けた場合です。

○見舞金の請求手続
毎年四月一日〜三月三十一日は親権者が請求することになりますし、見舞金の請求は事故発生の日から一年以内となっております。一年を経過すると請求できませんのでご注意ください。

なお、おかしなことは、役場町民生課住民係へおたずねください。

交通安全家庭の日
三月十日(日)

〈今月のテーマ〉
速度は控えめに、安全速度を守りましょう。

●表紙の写真は風間源一郎さん(本町二)の提供によるものです。

無料 法律相談

相談日 三月十五日(金)
午前9時30分〜12時まで
会場 役場保健センター
保健指導室(二階)
相談員 古川兵衛弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三二二)内線(四)でお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

心身障害者扶養共済制度への加入ご案内

加入資格
心身障害児(者)を扶養している保護者(65才未満で生命保険に加入できる健康状態であること)但し、「大正8年4月2日〜大正9年4月1日」に生まれた方は年度変更により加入資格を失いますのでご注意ください。
加入希望者は、次により申し込んでください。

申込期限 昭和60年3月25日
申込先 役場町民生課福祉係
※なお、詳しくは福祉係までお問い合わせください。



犬の放し飼いは絶対にしてはいけません。

最近、犬を放し飼いにしている方がおられますが、他人の迷惑になりますので、絶対にしてはいけません。犬を散歩させる場合は、丈夫なひも等をつけて、犬を制御できる人が行ってください。

献血のお知らせ

三月二十八日(木曜日)
午前10時〜12時 役場保健センター
午後1時〜3時半 商工会館わき

健康相談

妊婦及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

発行日のお知らせ
日時 三月四日(月)・十一日(月)・十八日(月)・二十五日(月)
四月一日(月)・八日(月)
午前9時〜午後4時
会場 役場保健センター
※毎月、月曜日は健康相談とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。

栄養改善



食生活改善推進委員による栄養改善料理講習会を左記により実施します。

日時 三月十二日(火)
午後7時30分から
場所 中央公民館調理室
テーマ 「栄養のバランスを考え塩分量を少なめに」

停電のお知らせ

三月十五日(金) 午前9時〜12時
(区域) うでこぎの一部
三月二十六日(火) 午前9時〜12時
(区域) うでこぎの一部
竜玄の一部

心配ごと相談

場所 老人福祉センター
時間 午前10時〜午後3時
三月の相談日 五日(火)・十二日(火)・十九日(火)・二十六日(火)

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次により行なっております。この期間中に異議のある方は申し出をしてください。

○縦覧期限 三月九日まで
○場所 役場ホール
○名簿の確定日 三月三十一日